

## I 岩手県中小企業振興第3期基本計画の基本的な考え方

◆中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、持続可能で活力ある地域経済の振興を図るため、**中小企業振興条例**を制定。（平成27年4月1日施行）

### 【基本理念】（条例第3条）

- 1 中小企業者の新たな事業分野の開拓や経済的社会的環境の変化に対応した経営の向上に向けた自主的な努力の促進を図ること。
- 2 中小企業者による魅力ある多様な就業の機会の創出や中小企業者の事業活動により地域において生産される商品の消費等の促進を図ること。
- 3 中小企業の振興に当たっては、県、市町村、中小企業者、県民、教育機関、中小企業関係団体その他の関係機関及び関係団体が参加し、連携し、及び協力するよう努めること。

◆条例第12条の規定により、平成5年3月に、中小企業の振興に関する「基本的な計画」である**岩手県中小企業振興第3期基本計画（令和5～8年度）**を策定。上記の「基本理念」を基本的な考え方とし、前計画における実施内容等を踏まえ、**中小企業の振興に関する施策を継続的に推進**。

◆国における「小規模企業振興基本法」の制定等を踏まえ、中小企業振興策を総合的かつ計画的に推進する中で、**小規模企業者を対象とした振興策を効果的に実施するための計画としての位置付けを有する**ほか、**いわて県民計画（2019～2028）の「長期ビジョン」及び第2期アクションプラン「政策推進プラン」「復興推進プラン」**等における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進。

## II 岩手県中小企業振興第3期基本計画の「目指す姿」と推進する施策

◆条例第3条で定める「基本理念」を基本的な考え方とした「**目指す姿**」を右図のように設定。

◆計画期間中の「**重点取組事項**」を次の4項目のとおり設定。

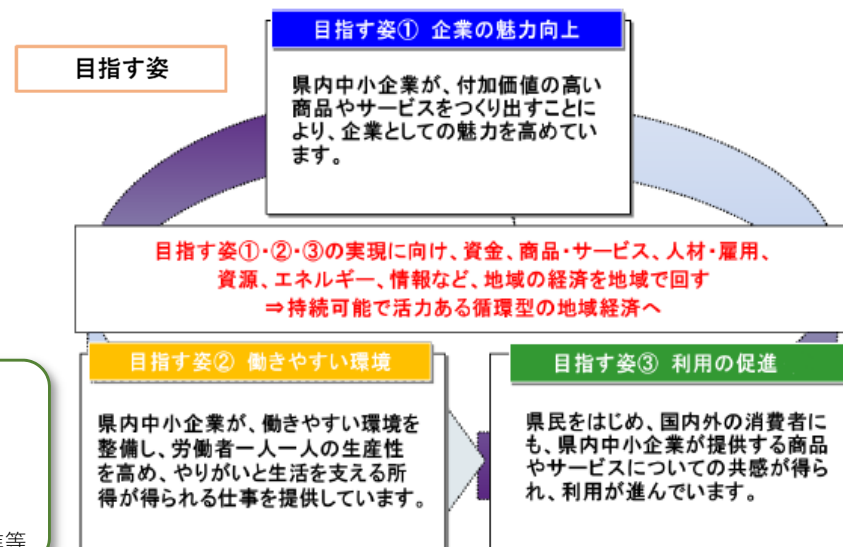
### 【重点取組事項】

- 1 東日本大震災津波からのなりわいの再生、新しい三陸の創造
- 2 コロナ禍等からの事業継続支援、社会経済情勢の変化に対する自己変革力の向上
- 3 デジタル技術等による労働生産性の向上、労働力確保、若者・女性等が働きやすい雇用・労働環境の構築
- 4 起業、スタートアップ及び事業承継の推進

◆上記の重点取組事項に加え、条例第7～11条の規定に基づき「**具体的施策**」を次の10項目のとおり設定。

### 【具体的施策】

- 1 事業活動を担う人材の確保・育成及び広報活動の充実
- 2 新たな商品・役務の開発、研究成果の事業化、新たな販売先の開拓等による事業規模の拡大等の支援
- 3 新たな事業活動の実施等に必要な資金の円滑な供給
- 4 経営に関する相談、指導、研修等に係る体制整備等
- 5 中小企業者の自主的な努力を促進するために必要な環境整備
- 6 地域資源を活用した商品・役務の販売先・提供先の開拓、新たな地域資源の発掘等
- 7 創業、円滑な事業承継の支援
- 8 小規模企業者への支援
- 9 雇用環境の整備に対する支援等
- 10 消費の促進等



## III 令和5年度における各指標の達成状況の概要

### ◆「目指す姿」4指標

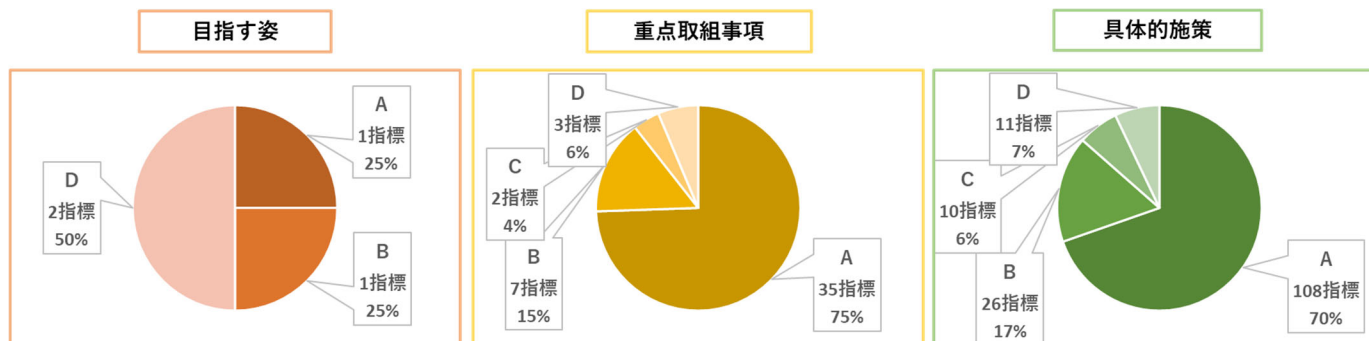
達成度A、Bの指標が2指標（50%）、達成度Dの指標が2指標（50%）となりました。

### ◆「重点取組事項」48指標

実績値未確定の1指標を除き、達成度A、Bの指標が42指標（90%）、達成度C、Dの指標が5指標（10%）となりました。

### ◆「具体的施策」159指標

実績値未確定の4指標を除き、達成度A、Bの指標が134指標（87%）、達成度C、Dの指標が21指標（13%）となりました。



目標達成率	100%以上	80%以上 100%未満	60%以上 80%未満	60%未満
達成度	達成【A】	概ね達成【B】	やや遅れ【C】	遅れ【D】

### III 令和5年度における各指標の達成状況の概要（続き）

本計画の「**目指す姿**」「**重点取組事項**」「**具体的施策**」のそれぞれの項目ごとに整理した結果は下表のとおりです。

項 目	全指標数 ア	未確定指標数 イ	評価指標数 ア-イ	達 成 度			
				A	B	C	D
<b>目指す姿</b>							
【目指す姿①】企業の魅力向上	1	0	1	1	0	0	0
【目指す姿②】働きやすい環境	2	0	2	0	1	0	1
【目指す姿③】利用の促進	1	0	1	0	0	0	1
計	4	0	4	1	1	0	2
<b>重点取組事項</b>							
(1) 東日本大震災津波からのなりわいの再生、新しい三陸の創造	7	1	6	3	2	0	1
(2) コロナ禍等からの事業継続支援、社会経済情勢の変化に対する自己変革力の向上	17	0	17	14	3	0	0
(3) デジタル技術等による労働生産性の向上、労働力確保、若者・女性等が働きやすい雇用・労働環境の構築	18	0	18	12	2	2	2
(4) 起業、スタートアップ及び事業承継の推進	6	0	6	6	0	0	0
計	48	1	47	35	7	2	3
<b>具体的施策</b>							
(1) 事業活動を担う人材の確保・育成及び広報活動の充実	20	0	20	13	1	3	3
(2) 新たな商品・役務の開発、研究成果の事業化、新たな販売先の開拓等による事業規模の拡大等の支援	17	0	17	14	3	0	0
(3) 新たな事業活動の実施等に必要な資金の円滑な供給	2	0	2	2	0	0	0
(4) 経営に関する相談、指導、研修等に係る体制整備等	9	0	9	8	0	0	1
(5) 中小企業者の自主的な努力を促進するために必要な環境整備	15	1	14	9	5	0	0
(6) 地域資源を活用した商品・役務の販売先・提供先の開拓、新たな地域資源の発掘等	21	1	20	14	3	1	2
(7) 創業、円滑な事業承継の支援	12	0	12	9	2	1	0
(8) 小規模企業者への支援	16	0	16	14	2	0	0
(9) 雇用環境の整備に対する支援等	26	0	26	9	8	5	4
(10) 消費の促進等	21	2	19	16	2	0	1
計	159	4	155	108	26	10	11

### IV 令和5年度における中小企業の振興に関する施策の実施状況

中小企業の振興に関する施策を推進するため、令和5年度は**152事業**を実施し、決算額は**50,814,390千円**となりました。本計画の「**具体的施策**」の項目ごとに整理した結果は下表のとおりです。

具体的施策項目	全事業数 A	再掲事業数 B	実事業数 A-B	令和5年度決算額（千円）	
				全事業	実事業
(1) 事業活動を担う人材の確保・育成及び広報活動の充実	44	33	11	3,517,110	161,799
(2) 新たな商品・役務の開発、研究成果の事業化、新たな販売先の開拓等による事業規模の拡大等の支援	43	26	17	2,121,268	217,736
(3) 新たな事業活動の実施等に必要な資金の円滑な供給	7	2	5	42,777,459	18,281,903
(4) 経営に関する相談、指導、研修等に係る体制整備等	19	16	3	3,334,915	378,978
(5) 中小企業者の自主的な努力を促進するために必要な環境整備	35	22	13	76,516,638	26,441,539
(6) 地域資源を活用した商品・役務の販売先・提供先の開拓、新たな地域資源の発掘等	57	27	30	1,594,607	1,232,408
(7) 創業、円滑な事業承継の支援	35	23	12	4,560,209	1,142,768
(8) 小規模企業者への支援	48	46	2	48,860,736	1,297,077
(9) 雇用環境の整備に対する支援等	37	9	28	1,311,368	1,138,417
(10) 消費の促進等	28	9	19	586,837	466,132
小 計	353	213	140	185,181,147	50,758,757
その他広域振興圏における主な取組	12	0	12	55,633	55,633
合 計	365	213	152	185,236,780	50,814,390

### V 中小企業の振興に関する施策の実施状況の公表

条例第13条の規定に基づき、知事は、**毎年度、中小企業の振興に関する施策の実施状況を公表**するものとされています。これまでも、毎年度、前年度の実施状況を取りまとめ、県ホームページを通じて公表しているところであり、令和5年度の実施状況についても同様に県ホームページを通じて公表するものです。